

2025 年 12 月 18 日

健康保険証の本人確認書類としての取扱いの変更について

「マイナンバー法等の一部改正法」施行により、2024 年 12 月 2 日（月）に健康保険証は、マイナ保険証（マイナンバーカードに利用登録した健康保険証）に移行し、2025 年 12 月 1 日までの経過措置が終了したことから、下記のとおり取扱いを変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取扱い内容

取扱い終了日をもちまして、健康保険証を本人確認書類として取扱うことを終了しました。
なお、マイナ保険証を保有されていない方は、これまでの健康保険証に代わりに「資格確認書」を本人確認書類として取扱います。

2. 取扱い変更日

2025 年 12 月 2 日（火）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

事務システム部事務システム企画グループ（担当：倉野、中菌）

TEL 099-201-5973

受付時間：銀行営業日 9：00～17：00